

令和8年第1回定例会議案説明資料

- 1 議案第1号 専決処分について（令和7年度千葉市一般会計補正予算（第5号））
（令和8年1月23日） P3
- 2 議案第44号 千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
一部改正について P4

【議案第1号】

専決処分について（令和7年度千葉市一般会計補正予算（第5号） （令和8年1月23日）中所管

議案書 別冊

〔1〕衆議院議員選挙費

1 補正理由

令和8年1月23日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙の執行に関して必要な経費を補正するものである。

2 補正予算額

441,000千円（前回（R6）比較 78,000千円増）

【財源】 県支出金 441,000千円（10/10）

3 事業概要

令和8年2月8日執行予定衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を管理執行する。

主な内訳

	金額	主な内容
期日前投票所経費	43,000千円	期日前投票管理者・立会人報酬、会場設営委託
投票所経費	94,000千円	投票管理者・立会人報酬、投票機材運搬委託
開票所経費	31,500千円	開票管理者・立会人報酬、開票所設営委託
公営施設費	91,795千円	ポスター掲示場、選挙公報折込委託
事務費	180,705千円	投・開票事務従事者手当、啓発費
計	441,000千円	

【参考】衆議院議員総選挙の概要

解散日	令和8年1月23日（金）
公示日	令和8年1月27日（火）
選挙期日	令和8年2月8日（日）

投票所数	158か所
期日前投票所数	各区2か所 計12か所
開票所数	各区1か所 計6か所（即日開票）

千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案書 P111

1 改正理由

近年の物価変動等を踏まえ、令和7年6月4日に本条例の根拠となる公職選挙法施行令の一部が改正されたため、同施行令に定める公営単価と整合を図るよう、条例の一部を改正しようとするものである。

2 改正の概要

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に係る選挙運動用ビラの作成の公営、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げる。

(1) 選挙運動用ビラの作成の公営の単価

区分	改正前	改正後
50,000枚以下の場合	7円73銭/枚	8円38銭/枚
50,000枚を超える場合	5円18銭/枚	5円62銭/枚

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営の単価

区分		改正前	改正後
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合	541円31銭/枚	586円88銭/枚
	選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合	28円35銭/枚	30円73銭/枚

3 施行期日

公布の日

(経過措置)

改正後の規定は施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

《参 考》

選挙運動用ビラの作成の公営【1枚あたりの計算例】

【50,000枚以下の場合】

※市議選（中央区）（限度枚数8,000枚作成の場合）

50,000枚以下の場合の1枚単価

8円38銭 × 8,000枚

= 8円38銭

8,000枚

【50,000枚を超える場合】

※市長選（限度枚数70,000枚作成の場合）

50,000枚を超える場合の1枚単価

ビラ50,000枚分の作成費

8.38円×50,000枚

5円62銭 × (70,000枚 - 50,000枚) + 419,000円

= 7円60銭

70,000枚

選挙運動用ポスターの作成の公営【1枚あたりの計算例】

【ポスター掲示場の数が500以下の場合】

※市議選（中央区）（ポスター掲示場242か所の場合）

500以下の場合の1枚当単価

企画費

586円88銭 × 242か所 + 316,250円

= 1,894円

242か所

【ポスター掲示場の数が500を超える場合】

※市長選（ポスター掲示場1,196か所の場合）

500を超える場合の1枚単価

ポスター500枚分の作成費

586.88円×500枚+316,250円

30円73銭 × (1,196か所 - 500) + 609,690円

= 528円

1,196か所